

低入札価格調査マニュアル

平成 16 年 4 月 1 日伺定

令和 8 年 4 月 1 日改定

1 目的

このマニュアルは、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、新発田市低入札価格調査制度実施要綱第 7 条第 3 項の規定に基づく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めるものである。

2 適用対象

本マニュアルは、調査基準価格に満たない価格の入札が行われた場合における事情聴取、関係機関への照会等の調査に適用する。

3 留意事項

- 1 当該低入札価格調査の調査対象者（以下「対象者」という。）は、調査開始前に低入札価格調査を辞退することができる。なお、本調査を辞退する場合は、低入札価格調査辞退届（様式-12）を提出する。
- 2 調査開始後、対象者が本マニュアルで定めた低入札価格調査報告書を提出せず、又は事情聴取に出席しない場合は、対象者に対し理由等の説明を求める。対象者に正当な理由がなく、非協力的な場合は、新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に定める「不正又は不誠実な行為」に該当し、指名停止の対象となる。

4 調査方法

- 1 本マニュアルに基づく事情聴取、関係機関への照会等の調査（以下「本調査」という。）入札の執行後速やかに実施し、完了するものとする。

本調査の対象者は、当該入札における最低入札価格提示者とする。ただし、当該入札において調査基準価格に満たない価格を提示した者が、複数ある場合において、対象者を落札者としなないときは、調査基準価格に満たない価格を提示した他の者のうち、最低価格を提示した者（以下「次順位者」という。）を対象者とする。次順位者を落札者としなないときは、以後この例による。

対象者は、本調査の通知を受けた翌日から起算して 5 日以内（新発田市の休日を定める条例（平成元年条例 29 号）に規定する市の休日を除く。）に低入札価格調査報告書及び入札参加資格審査書類を提出しなければならない。期限までに提出しないときは、対象者の入札を無効とし、対象者に正当な理由がない場合は、新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に定める「不正又は不誠実な行為」に該当し、指名停止の対象となる。

2 本調査は下記の手順で実施するものとする。

電子入札システムでの対応等(契約担当課)

- ①調査基準価格を下回る入札が行われた場合には落札決定を保留し、入札参加者全員へ低入札価格調査を実施する旨を電子入札システムにより通知する。
- ②対象者から「低入札価格調査報告書(別紙4)(様式-1~11)」の提出を求める。
- ③対象者へ事情聴取に関しての連絡が別途あることを説明する。
- ④工事担当課へ低入札価格調査対象工事名、最低入札価格提示者名を連絡する。

事情聴取の準備(契約担当課及び工事担当課)

- ①工事費内訳書の内容を精査し、本市と対象者の積算を対比するため「工事費内訳対照表」を作成する。
- ②対象者が記入した低入札価格調査報告書の調査項目以外で、見積者、利益の有無、実質工期、設計変更の対応等に関して、聴き取りが必要な項目がある場合は、「事情聴取書」に調査事項を記入して事情聴取に備える。
- ③対象者、契約担当課及び工事担当課と事情聴取の日時、場所の調整をする。また、聴き取りの相手方は、当該入札に関する責任者及び積算の精通者とする。
- ④事情聴取日時等を決定し、上記③の関係者に連絡する。

事情聴取(契約担当課及び工事担当課)

- ①契約担当課長は、対象者から提出を受けた低入札価格調査報告書を基に記載内容を確認し、「低入札価格調査結果の概要書(別紙2)」及び「事情聴取書」を作成する。また、低入札価格調査報告書に不明な点等がある場合は、追加資料(「5 調査内容」中にアンダーラインで表示した部分)の提出を求めるなどにより再確認する。
なお、追加資料の提出を求めるのは、直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分が本市の積算に比して著しく下回るときなど、特に必要がある場合に限るものとする。
- ②「低入札価格調査結果の概要書」「事情聴取書」及び「工事費内訳対照表」に「低入札価格調査報告書」を添付し、「低入札価格調査結果調書」として新発田市建設工事競争入札調査委員会へ提出する。なお、工事費内訳対照表には、工事担当課長の意見を付すものとする。

※契約担当課は、対象者が事情聴取に出席しなかった場合は、対象者に対し理由等の説明を求める。対象者に正当な理由がなく、非協力的な場合は、新発田市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱に定める「不正又は不誠実な行為」に該当し、指名停止の対象となる。

新発田市建設工事競争入札調査委員会の審査(契約担当課)

- ①新発田市建設工事競争入札調査委員会は、提出された「低入札価格調査結果調書」に基づき必要な審査を行い、最低価格入札者を落札者とするかどうかを決定し、市長に報告する。

5 調査内容

本調査においては、新発田市低入札価格調査制度実施要綱第7条第3項に掲げる調査事項等のうち次の内容について調査を行うものとする。

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 当該価格で入札した理由 | (様式-1) |
| (2) 工事費内訳書 | |
| (3) 手持ち工事の状況 | (様式-2~3) |
| (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連 | (様式-4) |
| (5) 手持ち資材の状況 | (様式-5) |
| (6) 資材購入先一覧 | (様式-6) |
| (7) 手持ち機械の状況 | (様式-7) |
| (8) 労務者の確保計画 | (様式-8) |
| (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者 | (様式-9) |
| (10) 建設副産物の搬出地 | (様式-10) |
| (11) 施工体系図兼下請契約計画調書 | (様式-11) |

(1) 当該価格で入札した理由

「当該価格で入札した理由(様式-1)」に基づいて、当該入札価格で当該工事の安全を確保しながら、良質な施工を行うことが可能かどうかを確認する。

(2) 工事費内訳書

対象者が提出した「工事費内訳書」に基づき、「工事費内訳対照表」を作成し、次の調査を行う。

①仕様及び数量

- ア 数量総括表に対応する積算内訳となっているか。
- イ 設計図書での要求事項(条件明示を含む。)を理解して積算しているか。

- ウ 指定の数量によって積算されているか。
- エ 数量の指定がない場合は、業者の数量による。
- オ 指定の工法によって施工することとしているか。
- カ 工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。

②資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合には、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

③下請業者との関係及び技術者の配置

下請業者を予定している場合には、予定している「施工体系図兼下請契約計画調書(様式-11)」及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか、また、配置予定技術者の内容について確認する。

次の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。

- ア 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合
- イ 下請業者の見積書等の工事内容(規格、工法及び数量等)が明確でない場合
- ウ 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合
- エ 工事予定箇所に関連する技術者(監理技術者等)について、配置予定を確認し、他の手持ち工事がある場合
- オ 配置予定技術者について、CORINSにより入札者との雇用関係を確認し、登録されていない場合
- カ 配置予定技術者については、入札公告又は入札公示後に入社させた者を配置予定にしている場合

④安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上は適当か。

特に、交通誘導員の配置及び指定仮設についての調査は入念に行う。

⑤現場管理費

現場管理費の計上は適当か。具体的に計上費目を確認する。

⑥一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

(3) 手持ち工事の状況

「手持ち工事の状況(様式-2~3)」の内容について、次の調査を行う。

- ① 契約対象工事付近における手持ち工事(様式-2)及び契約対象工事に関連する手持ち工事(様式-3)の状況から、営繕損料、現場管理費等の間接費の節減が可能か。

(4) 契約対象工事箇所と対象者の事務所、倉庫等との関連

「契約対象工事箇所と対象者の事務所、倉庫等との関連(様式-4)」の内容について以下の調査を行う。

- ① 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等に鑑み、経費の節減が可能かどうかを確認する。
- ② 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(5) 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況(様式-5)」において、手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体的な数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格入札との関連について確認する。

【具体例】

- ア 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用
- イ コンクリート用型枠等の活用
- ウ 安全管理資材の保有
- エ 契約対象工事に関連する手持ち資材の活用

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

「資材購入先一覧(様式-6)」において、当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を資材購入先の作成した見積書等により確認する。見積書等により確認出来ない場合は、資材購入先の意向を確認する。

【具体例】

- ア 現金決済による値引きが可能である。
- イ 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
- ウ 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械の状況

「手持ち機械の状況(様式-7)」において、当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等(写真)で確認する。

【具体例】

- ア 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- イ 減価償却が終わっており、損料等が不要又は低減できる。
- ウ 系列会社から無償で借用できる。

(8) 労務者の具体的供給見通し

「労務者の確保計画(様式-8)」について、次の調査を行う。

- ①労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かどうかを確認する。
- ②労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係が確認できる書類により雇用関係の確認を行う。

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者

「過去に施工した公共工事名及び発注者(様式-9)」の内容について次の調査を行う。

- ①過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書 2~3 例の提出を求め、内容について確認を行う。
- ②過去 3 か年の本市工事において低入札受注工事の実績があれば、当該受注工事の工事評定点を調査する。工事評定点は、調査対象者からの聴き取りでなく、発注者自ら調査する。

(10) 建設副産物の搬出地

「建設副産物の搬出地の状況(様式-10)」について次の調査を行う。

- ①建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
- ②適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。また処理価格の根拠も確認する。

6 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

- (1) 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。
- (2) 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。

参考

低入札価格調査制度の対象案件における取扱い

	技術資料 の提出	入札書及び 内訳書の提出	工事費内訳書 の不備	低入札価格 調査の通知	低入札価格 調査辞退届	低入札調査 実施	低入札価格 調査結果	入札結果	備考
総合評価 以外		提出なし	—	—	—	—	—	辞退	
		提出あり	不備あり	—	—	—	—	無効	
		提出あり	不備なし	通知あり	提出あり	—	—	辞退	
		提出あり	不備なし	通知あり	提出なし	調査実施	問題あり	落札者とし ない	調査書類は、期限内に 提出すること
		提出あり	不備なし	通知あり	提出なし	調査実施	問題なし	落札者	
総合評価	提出なし	提出あり	—	—	—	—	—	無効	
	提出あり	提出なし	—	—	—	—	—	辞退	
	提出あり	提出あり	不備あり	—	—	—	—	無効	
	提出あり	提出あり	不備なし	通知あり	提出あり	—	—	辞退	
	提出あり	提出あり	不備なし	通知あり	提出なし	調査実施	問題あり	落札者とし ない	調査書類は、期限内に 提出すること
	提出あり	提出あり	不備なし	通知あり	提出なし	調査実施	問題なし	落札者	